

## 協議 1

## 『第 2 次調査対象地』の決定について

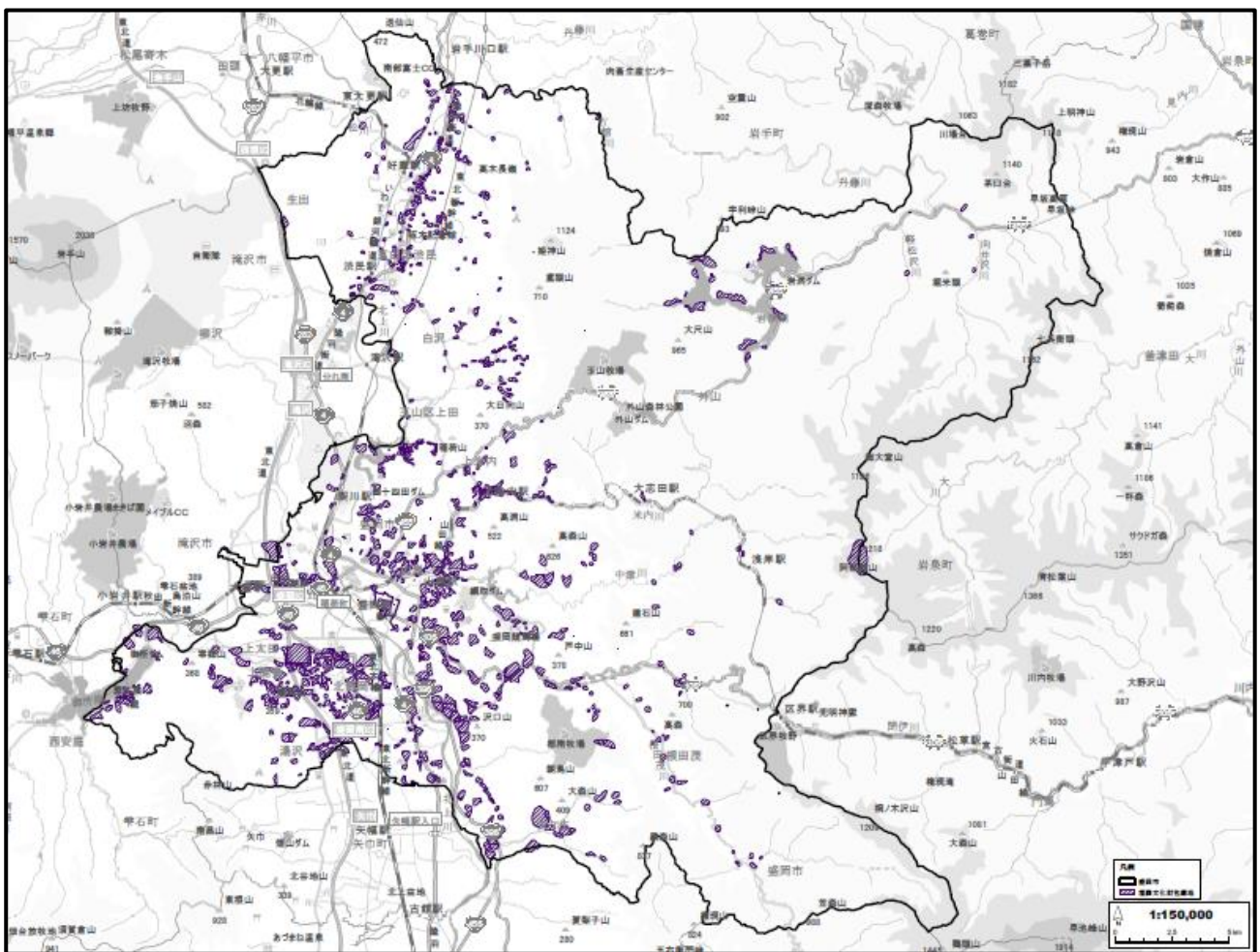
前回（第 4 回）、第 1 次選定として決定した、『第 1 次調査対象地』から下記 1（1）～（2）の要件に該当する箇所を除外して、抽出された調査対象地を『第 2 次調査対象地』として決定する。

## 1. 立地回避等

## (1) 立地回避要件（第 2 回検討委員会決定）

## ● 埋蔵文化財包蔵地

立地回避（法規制）要件として決定した「埋蔵文化財包蔵地」を下記の図 1 に示す。

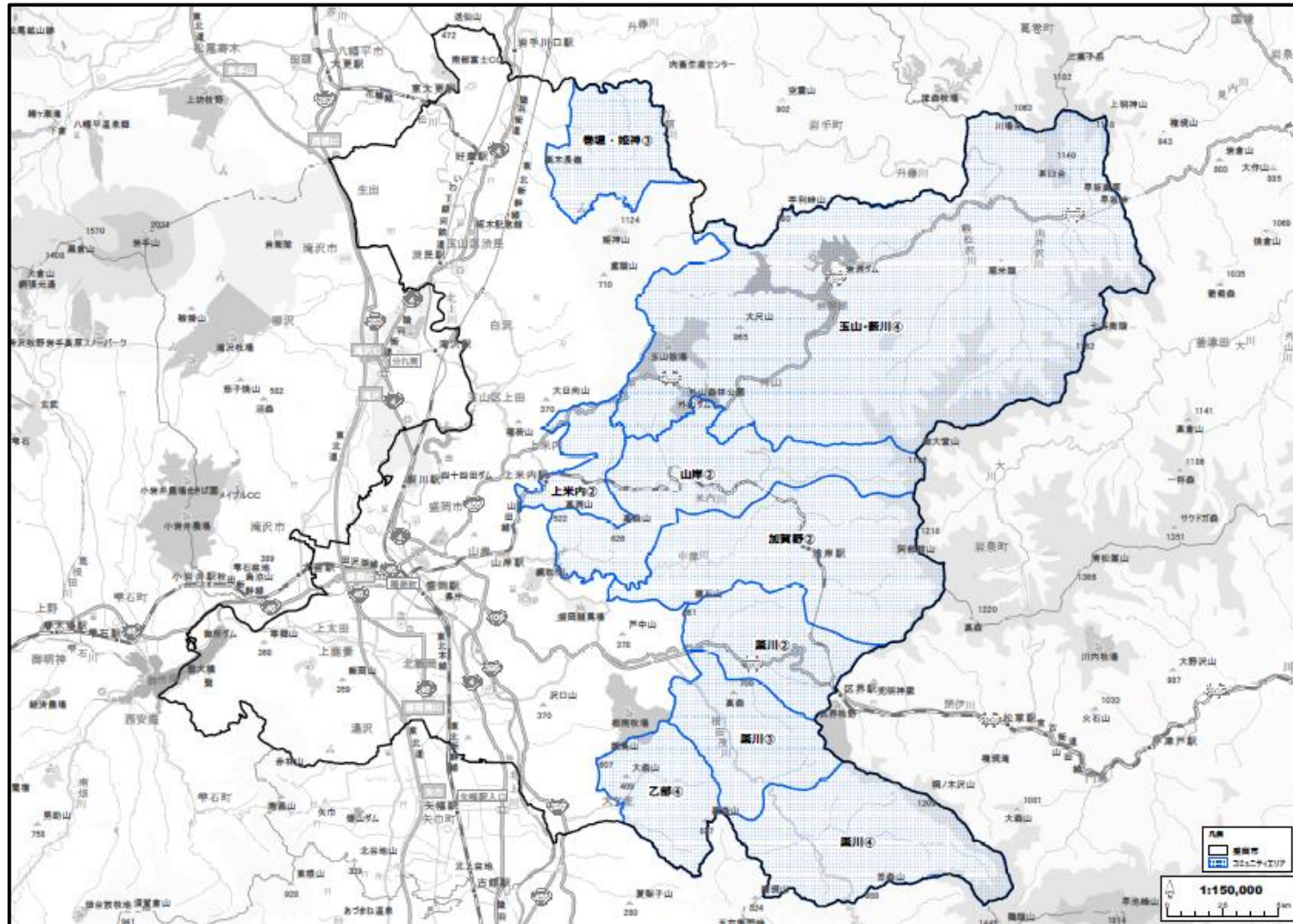


【図 1】埋蔵文化財包蔵地

(2) 調査対象エリア除外要件 (第4回検討委員会決定)

● 東側山間部 (9エリア)

アクセスの容易性を考慮した際に、明らかに不利と想定されるため、調査対象エリアから除外する東側山間部を下記の図2に示す。



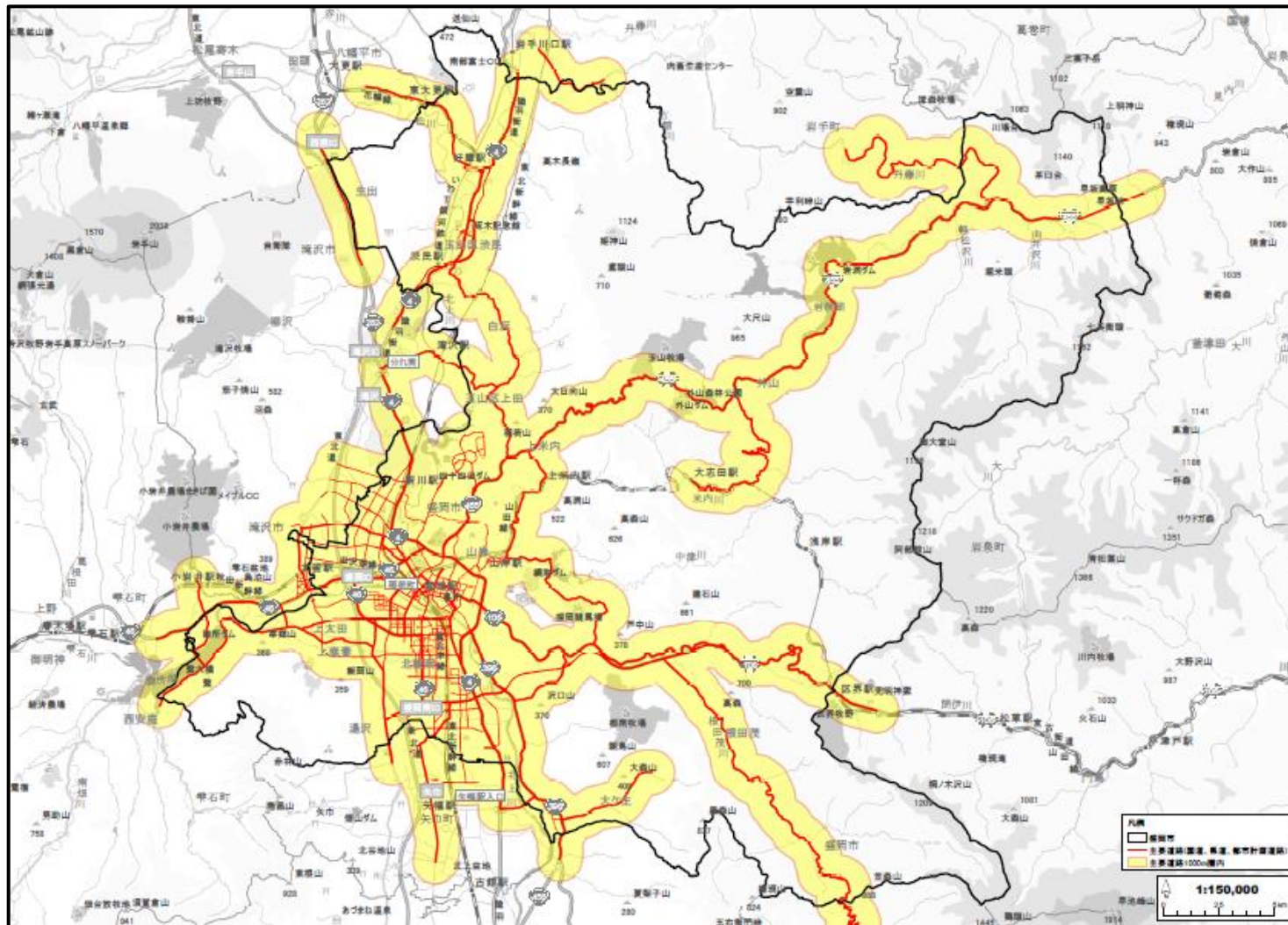
【図2】調査対象除外エリア



(3) 調査対象地絞込み要件 (第4回検討委員会決定)

- 主要道路 (国道・県道・都市計画道路) から1 km 以上

運搬効率, 搬入路等の整備費用等を考慮し, 主要道路から1 km 以上離れている調査対象地を除外することとし, 1 km 圏内を図3に示す。



【図3】主要道路 (国道・県道・都市計画道路) 1 km 圏

## 2. 『第2次調査対象地』の決定

これまでに決定した立地回避要件図（第4回検討委員会資料1-2）に、上記1（1）～（3）の除外地域等を重ねた図面を【資料2-2】立地回避等区域図に示す。

市全域から「資料2-2」に示す箇所を除外した、221箇所、約78km<sup>2</sup>（7,800ha）を『第2次調査対象地』と決定し、その地域を【資料2-3】第2次調査対象地図に示す。

なお、調査対象エリアのうち『北厨川』が埋蔵文化財包蔵地要件により調査対象地が除外されたため、調査対象エリアが1減少し、31エリアとなる。